

久留米広域合併任意協議会

第4回会議録

於 創世 日月の間

平成14年10月10日(木)

久留米広域合併任意協議会第4回会議録

平成14年10月10日(木)

13時32分開会

創世 日月の間

○出席委員(33名)*うち3名は出席状況確認の後出席

久留米市

白石勝洋 委員(会長)
十中大雅 委員
今村信義 委員
古賀喜美子 委員

八女市

野田国義 委員(副会長)
樋口安葵次 委員
橋本長年 委員
今里卓爾 委員

田主丸町

馬田博 委員(副会長)
古賀正邦 委員
清水公子 委員
三浦利明 委員

北野町

秋吉喜一郎 委員(副会長)
井口正美 委員
谷口邦博 委員
益永工三子 委員

城島町

佐藤利幸 委員(副会長)
鐘ヶ江厚次 委員
今村新 委員
中島宏輔 委員
平田正 委員

三潴町

砂山惣吉 委員(副会長)
内田満 委員
田中義一 委員
寺島廣記 委員
富松章子 委員

上陽町

牛嶋剛 委員(副会長)
小川健之 委員
松崎光行 委員
高田日出男 委員

広川町

高鍋具弥 委員(副会長)
鶴元繁美 委員
稲富保 委員

○欠席委員(7名)

久留米市

前川博 委員

八女市

野間口幸江 委員

田主丸町

小西和義 委員

北野町

浦野典幸 委員

上陽町

上野重人 委員

広川町

渡邊元喜 委員

小林昭洋 委員

久留米広域合併任意協議会（第4回） 次第

開催日時：平成 14 年 10 月 10 日（木）13 時 30 分～
場 所：創世 2 F 日月の間

1．開 会

2．報告事項

- （１）事務局職員（１０月１日付赴任者）の紹介
- （２）第３回及び第４回幹事会開催報告
- （３）これまでの取組み状況について
 - ・ 新市まちづくり構想策定の経過について

3．協議事項

- （１）「新市まちづくり構想」（案）について
- （２）「新市まちづくり構想」パンフレット等（案）について
- （３）今後のスケジュールについて

4．その他

5．閉 会

久留米広域合併任意協議会（第４回）

（午後１時３２分 開会）

○議長（白石勝洋君） 皆様こんにちは。

きょうは御多用の中に御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

定刻となりましたので、久留米広域合併任意協議会の第４回の会議を開催させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

なお、本日の傍聴についてでございますが、定員２４名に対しまして先着順より７名の方に傍聴を許可いたしておりますので、御報告を申し上げたいと存じます。

次に、委員の皆様の出席状況について事務局から報告をいたします。

お願いします。

○事務局（田中） 出席状況について御報告いたします。

委員４０名中、現時点で３０名の御出席でございます。定足数に達しておりますことを御報告いたします。

○議長（白石勝洋君） はい、ありがとうございました。

まず、委員の皆様にお知らせ申し上げますが、本日の委員会におきましては、新市まちづくり構想についての御協議をいただきます関係で、任意協議会規約第８条の規定によりまして、各専門部会の正副部会長並びに分科会会長に御出席をいただいております。正副部会長さん等につきましては、審議の際よろしくお願い申し上げたいと思います。

それではまず最初に、報告事項についてでございますが、まず１０月１日付で関係の６つの町より任意協議会事務局に６名の事務局職員が新たに加わりましたので、御紹介を申し上げます。

事務局お願いいたします。

○事務局（村上） ６名を紹介させていただきます。

広川町の飯田さんです。

上陽町の立石さんです。

三潴町の永田さんです。

田主丸町の川崎さんです。（よろしくお願いします。）

北野町の馬場さんです。（よろしくお願いいたします。）

城島町の松本さんです。(よろしくをお願いします。)

以上の 6 名を加えまして 13 名で事務局務めてまいります。 よろしくお願いいたします。

○議長(白石勝洋君) はい、ありがとうございました。

6 名の職員の皆さん方を迎えまして、事務局体制もさらに強化されたわけですが、これまでどおり一丸となって事務処理に当たっていただきますよう、お願いを申し上げます。 どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、先日開催されました第 3 回及び第 4 回幹事会の報告を事務局にいたさせます。

事務局お願いいたします。

○事務局(村上) 10 月 2 日の第 3 回幹事会と 10 月 7 日の第 4 回幹事会の主な審議内容につきまして御報告申し上げます。

第 3 回幹事会では、まず新市まちづくり構想案の策定と最重要項目調整に関する各部会及び分科会の開催状況並びに会議内容の報告がなされました。

次に、協議事項では、新市まちづくり構想素案についてと新市まちづくり構想パンフレット等の作成について、さらには久留米広域合併任意協議会第 4 回会議開催要領についてが、それぞれ審議されたところでございます。

審議におきましては、構想素案について、24 ページにあります普通交付税試算グラフ内の表示と、56 ページにあります地域審議会に関する表記、さらには 39 ページの次のページに添付しております生活排水処理の基本的方向に関する図面の一部について修正することとされ、その他の新市まちづくり構想パンフレット等の作成について並びに久留米広域合併任意協議会第 4 回会議開催要領については、原案どおり承認されたところでございます。

続きまして、第 4 回幹事会について御報告申し上げます。

まず、第 3 回幹事会での審議に伴う修正内容と資料編の追加等について確認がなされたところでございます。

次に、各市町では、第 3 回幹事会の後に任意協議会の委員さんへ新市まちづくり構想素案についての事前説明が行われたところでございますが、その中で提起された修正箇所はなかった旨の報告があり、確認がなされたところでございます。

次に、協議事項では、新市まちづくり構想案についてと、新市まちづくり構想パンフレット等の内容について、さらには今後のスケジュールについてが、それぞれ審議された

ころでございます。

この中で、構想案につきましては、原案のとおり承認される中で、一つの町から、協議会の委員さんへの事前説明の際に、「新市の行政サービス状況についての記載に、法定協議会で調整するという項目が多い」という意見があった旨の報告がありました。

次に、パンフレット等についてでございますが、ページ数や全体構成につきましては、これを是とされたものの、文章表現等に一部修正の意見があったところでございます。これを修正いたしまして本日お配りしているところでございます。

次に、今後のスケジュールについてでございますが、この中では、「別の任意協議会にも参加している事情から、従来どおりの案のスケジュールではなかなか難しい面もある」との意見、「１２月議会での判断を目標に説明会やアンケートなどを計画している」との意見、また「このスケジュールで基本的に了解するものの、今後説明会、アンケートの実施などの中で予想していないことが生じた場合、その際は協議の機会を設けてほしい」との意見が出されました。協議の結果、幹事会としましては原案の内容で協議会へ提案する運びとなった次第でございます。

以上で、幹事会の報告を終わらせていただきます。

○議長（白石勝洋君） はい、ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして何か御質問ございましょうか。

なお、議事録の作成上、質問等をされる前にお名前をおっしゃっていただきますように、お願い申し上げたいと思います。

何かございませんでしょうか。

ないようでしたら、次の報告事項に移りたいと存じます。

これまでの取り組み状況についてでございますが、新市まちづくり構想策定について経過を中心に事務局に報告をさせます。

事務局お願いいたします。

○事務局（田中） 新市まちづくり構想策定について、経過を中心に御報告申し上げます。

まちづくり構想案の資料編に、久留米広域合併任意協議会の協議経過がございますので、これを用いて御報告させていただきます。

新市まちづくり構想案の資料編のページ６４・６５をお開きください。

８月７日の第２回会議におきまして、新市まちづくり構想策定の……

○議長（白石勝洋君） 資料を明示してください。どの分か。

○事務局（田中） はい、済みません。

新市まちづくり構想、この分でございます。これの64・65でございます。

よろしゅうございますでしょうか。

資料編ではなく、この本冊の64・65でございます。

○議長（白石勝洋君） 新市まちづくり構想と書いてあるのでございます。これの64・65ということでございます。お願い申し上げます。

○事務局（田中） よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（白石勝洋君） よろしいでしょうか。

じゃ、御説明してください。

○事務局（田中） 8月7日の第2回会議におきまして、新市まちづくり構想策定基本方針並びに事務事業現況調査方針の承認をいただき、これを受けて事務作業を本格化させました。

事務事業現況調査につきましては、2市6町で現在行われております事務について、まず項目として約1,500項目を整理し、大変な事務量ではございましたが、2市6町挙げて8月初旬から9月末にかけまして、すべての事務事業の現況調査を実施いたしました。この中から、皆さんが特に関心が高い項目として、24分野62項目を重要項目とすることにつきまして、9月14日の第3回会議におきまして御承認をいただいたところでございます。

新市まちづくり構想策定につきましては、2市6町の課題整理を行った上で、9月14日の第3回会議におきまして、内容の骨子と新市まちづくり構想素案整理につきまして御承認をいただきました。

その間、9月11日に、事務事業現況調査最重要項目の調整方針案の検討を行う総務、企画財政、生活環境、保健福祉、都市産業、教育文化の六つの専門部会、また構想並びに構想実現のための主要施策懸案事項の検討を行う新市まちづくり構想策定部会及び同部会の企画、環境行政、都市基盤、住民活動、教育、福祉、経済行政、水道の各分科会、合わせて7つの専門部会と8分科会の合同発会式を行いました。当日は、2市6町から160名の職員の皆様に御参集いただき、この合同発会式とともに第1回専門部会、分科会を開催させていただいたところでございます。

この資料にもございますように、９月１１日から２７日まで、延べ５５回の専門部会や分科会が開催され、２市６町から延べ約６００人の職員がそれぞれの部会・分科会に参加され、熱心な議論を行い、方針案、主要施策案をまとめたところでございます。

本日、参考資料といたしまして、「事務事業現況調査関連」としまして資料１ 重要項目調整の方針、また「新市まちづくり構想策定関連」としまして、資料２ 環境行政分科会報告、以下、資料３ 都市基盤分科会報告、資料４ 住民活動分科会報告、資料５ 教育分科会報告、資料６ 福祉分科会報告、資料７ 経済行政分科会報告、資料８ 水道分科会報告、資料９の財政主管専門会議報告でございます。

これらの検討結果をもとに、９月２７日の新市まちづくり構想策定部会におきまして、新市まちづくり構想素案をまとめ、１０月２日の幹事会へ報告がなされたところでございます。

なお、この久留米広域合併に関する新市まちづくり構想案の各論、今開いていただいております資料の３６ページから４７ページの都市像・地域像を実現するための主要な施策及び４７ページから５５ページの新市の行政サービスの状況について、それらの記述がなされております。

内容につきましては、この後の協議事項で新市まちづくり構想案が議題となりますので、省かせていただきます。

新市まちづくり構想につきましては、１０月２日の第３回幹事会、同じく１０月７日の第４回幹事会の審議を経て、本日御提案させていただく運びとなりました。

以上で、これまでの取り組み状況、新市まちづくり構想策定についての報告を終わらせていただきます。

○議長（白石勝洋君） 事務局の説明は終わりましたが、この件につきまして何か御意見、御質問等ございましたら、お願いしたいと存じます。

よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それではないようでしたら、報告事項を終わりました、協議事項に移りたいと存じます。

まず、「新市まちづくり構想」（案）についてを議題といたします。

事務局から説明を申し上げます。

○事務局（荒木） それでは「新市まちづくり構想」につきまして御説明させていただきます。

お手元に配付させていただいております「新市まちづくり構想」に基づきまして、御説明をさせていただきます。

お手元資料の１ページをお開きいただきたいと思います。

新市まちづくり構想につきましては、総論部分、各論部分、結論部分、それから資料編という形で、四つに分けて構成させていただいてるところでございますが、まず総論におきまして、新市まちづくり構想の基本事項ということを定めさせていただいております。

基本事項といたしまして、構想の策定趣旨、策定趣旨でございますが、市町村合併の意義及び合併後の都市の姿を住民に提起する、提供するということで整理しているところでございます。

２番目に、新市まちづくり構想が対象とする地域といたしまして、２市６町ということで整理しております。

対象とする住民といたしまして、２市６町の住民とさせていただいております。

まちづくり構想の期間でございますが、１７年度から１０年間程度ということで整理させていただいております。

まちづくり構想の内容でございますが、先ほど申し上げましたように、総論、各論、結論、それからこの本文に参考となる資料をまとめました資料編より構成させていただいております。

２ページに、お願いいたします。

久留米広域合併任意協議会を構成しております自治体の概況ということで、最初に久留米市の概況、続きまして八女市の概況、田主丸町の概況、北野町の概況、城島町の概況、三潴町の概況、上陽町の概況、広川町の概況ということで、１１ページまでまとめさせていただいております。

基本的にそれぞれの都市づくりの考え方と、人口・世帯数の推移、産業の状況、教育・医療・福祉施設の状況につきまして一覧表にしているところでございます。

続きまして１１ページから、市町村合併の必要性和効果ということで、最初に一般的な意義・必要性ということで二つ、自治能力の確立のための行財政基盤の充実強化と、住民や事業者の広域ニーズへの対応ということで、二つの項目に分けて整理させていただいているところであります。

自治能力の確立のための行財政基盤の充実強化につきましては、分権型社会になりまし

て、基礎的自治体として位置づけられております市町村につきましては、住民への総合的な行政サービス主体として、その行財政基盤の整備を図ることが重要な課題となっているということをまず押さえております。

また続きまして、地方財政の運営ということを押さえていただいております。

3 番目に、住民の行政へのニーズが社会状況の変化に対応し複雑・多様化している。この状況に対応するということで整理させていただいてるところでございます。

具体的な例といたしまして、少子高齢化というものを挙げさせていただいております。

続きまして、住民や事業者の広域ニーズへの対応でございますが、交通移動手段や情報通信手段の発達、それに伴いまして居住地域と通勤通学地域が同一市町村でないということがふえていて。そういう広域ニーズへの対応がやはり求められていると。そのために、住民や事業者の広域活動に対応して市町村の枠、エリアというものを拡大することが求められているという整理をさせていただいてるところでございます。

この一般的な整理に基づきまして、踏まえまして、久留米広域合併任意協議会を対象として、その実態に即しまして、合併の必要性和効果というものを整理させていただいております。

最初に、財政状況の方から整理させていただいてるところでございます。

1 3 ページに、2 市 6 町の長期財政推計ということで、合併しなかった場合、どういふふうになるかということを経営的に整理させていただいてるところでございます。

続きまして、職員の状況につきまして整理させていただいております。

1 4 ページに、職員数とそれぞれの間接部門との関係、また福祉職員の関係、それからそれぞれの専門的な組織の関係等につきまして整理させていただいてるところでございます。

続きまして、通勤通学依存率、それぞれの住民の日常的な活動がどんなふうであるか、そういうものを見ていこうということで、通勤通学依存率と、次に商圈がございしますが、その二つの視点から見てるところでございます。

通勤通学依存率につきましては、平成 1 2 年の国勢調査に基づきまして、その状況を整理させていただいております。

また、1 6 ページをお開きいただきますと、各市町との通勤通学者の状況、また合併して新市となった場合、どういふ状況になるかということを図示しているところござい

す。

商圈状況につきましては、久留米市の平成10年の消費者調査、それから来街者調査に基づきまして整理をさせていただいてるところでございます。

続きまして、18ページでございます。

施設の広域共同利用がどんなふうな状況かということで、それぞれの市町ごとに整理させていただいております。

主な公共施設ということで整理させていただいておりますが、現在広域共同の利用がどんなふうか、また合併後の共同利用の可否。また、住民と住民以外での料金格差などがあるかどうかということで、整理させていただいてるところでございます。

続きまして20ページ、久留米広域合併任意協議会を構成する市町が参加しております一部事務組合、広域行政組合の状況がどのような状況であるか、構成市町の状況並びに共同して処理を行っています業務につきまして整理させていただいてるところでございます。

そういう視点から、それぞれ実態に即しまして整理し、その具体的に合併するとした場合の効果等につきまして考察の結果ということで整理させていただいております。

23ページから、それまでの分と別に、その他の効果ということで2点整理させていただいております。

広域的な行政施策への対応という点、また職員の資質・能力の向上への対応、そういうものが図れるのではないかということで整理させていただいてるところでございます。

4番目に、久留米広域合併任意協議会の合併によります地域、中核市の実現ということで整理させていただいてるところでございますが、広域合併任意協議会の場合、久留米広域合併任意協議会の場合、中核市になるということが一つの大きな合併のメリットではないだろうかということで整理させていただいております。

三つの視点から、中核市のメリットというのが考えられるということで、住民サービスの向上が図られる。二つ目に、個性的なまちづくりができる。三つ目に、都市のイメージアップが図られるという整理をさせていただいております。

また、こういうイメージアップ等の効果と同時に、また本地域は県北地域の福岡市との関係がございますので、その政令都市圏との関係を整理しているところでございます。

さらに、中核市になることによりまして、財源措置の面でも一定手厚くされておりますので、その分を整理させていただいております。

さらに、都市づくりの面で先進的な取り組み、そういうもので情報収集・情報交換などがしやすくなるということで、中核市のサービス向上の事例等、また中核市の一覧表を整理させていただいております。

５番目に、先ほど各市町の概況を整理させていただいたところでございますが、ここで広域合併任意協議会が対象とする全体的な一体的な地域の概要というものをここで整理させていただいております。

２６・２７ページで、人口及び世帯数の推移、それから年齢別の人口、産業別の就業人口、産業の状況、それから２８ページに、主要農産物の状況等を整理させていただいております。

総論の最後のところでございますが、「新市まちづくり構想における基本理念」ということで、四つの都市づくりの基本理念を掲げさせていただいております。

最初に、「地域の特性を生かした都市づくり」ということで、各地域の特性がしっかりと確立しながらも、お互いの地域が相互補完的に機能を高め合い、集積して地域機能を高め合いながら本地域の多様な魅力を創出する、地域特性を生かした都市づくり、そういうものを目指していきたいということで書かさせていただいております。

二つ目に、「中核市として地域をリードする都市づくり」ということで、分権型社会の先進的モデル都市＝中核市として、新時代の戦略に立脚した新たな発想のもとに、県南地域をリードする都市づくりを目指していきたいということで整理させていただいております。

三つ目に、「住民主体のネットワーク型都市づくり」ということで、多様な地域個性を積極的に活かす発想を持つ住民の方々が主体的に活動され、多様なネットワークを形成される、そういう都市づくりを目指していきたいということで整理しております。

四つ目に、「総合性と戦略性を基調とした都市づくり」ということで、今後の都市づくりに当たりましては、各地域の置かれた状況と時代潮流を踏まえながらも、戦略的視点から都市づくりの方向を見極め決定する。そして総合性と戦略性を基調とした都市づくりを進めていきたいということで、まとめさせていただいております。

この総論を踏まえまして、各論で具体的な展開をさせていただいております。

３０ページをお開きいただきたいと思います。

ここから「新市が目指す都市像と地域像」ということで整理させていただいております。

都市像としまして、3つの都市像を掲げさせていただいております。

第1番目に、「緑に出会い、緑を感じ、緑を育て活かす都市」ということで、緑をキーワードとした地域づくりを展開していきたいということで整理させていただいてるところでございます。

31ページに、「歴史と伝統に出会い、歴史と伝統を感じ、歴史と伝統を育て活かす都市」ということで、心のよりどころであるふるさとの基盤となります歴史と伝統をキーワードとした地域づくり、そういうものを展開してまいりたいということで整理させていただいております。

3番目に、「人の笑顔に出会い、人のやさしさを感じ、人の知恵を育て活かす都市」ということで、地域づくりにおいて何よりも大切にしたいといたしまして、人をキーワードとした地域づくりを展開していきたいということで、緑、歴史と伝統、人、そういうものをキーワードにしながら、住みよい地域、訪れたい地域、活力ある経済が展開されている地域、そういうものが相互に連携しながら総合的に取り組む、そういう都市づくり、そういうものを進めてまいりたいということで、整理させていただいております。

そしてこの都市づくりを実現するに当たりまして、各エリアがどのような都市を目指していくか、どういう地域を目指していくかということでございますが、将来的にはエリアというものは、やはり新市になったときには、それぞれゾーニング等を考えられるかと思いますが、現在の市町というところでエリアをくくらせていただいております。久留米エリア、八女エリア、田主丸エリア、北野エリア、城島エリア、三潴エリア、上陽エリア、広川エリアということで、それぞれこれまで進めてこられました都市づくりを踏まえながらも、これからの都市づくりとしてそれぞれの、ある意味では象徴的な都市づくりを、重点的な都市づくりを進めていきたいということで整理させていただいているところでございます。

また、これらのそれぞれのエリアが連携していく都市づくりというものが必要になるであろうということで、3点に分けて整理させていただいております。

一つ目が、地域特性の相互補完的な活用による魅力の創出ということで、各エリアにおいて異なっております地域魅力を相互補完的に連携することによりまして、一体として魅力アップにつながる。また、新たな魅力を創出することができるということで、具体的な事例といたしまして、観光資源の有機的な連携というものを挙げさせていただいております。

す。

二つ目に、地域特性の集積によります魅力の創出ということで、新市におきます特産物や産地が複数エリアにありますときに新市として一体になったことによりまして集積度が高まりまして、対外的なアピール性の向上や情報発信力の強化、ブランド化が発揮することができるということで、具体的事例といたしまして緑化産業の集積を掲げているところでございます。

最後に、重点的投資による魅力の創出ということで、総花的な投資が必要であったものが合併によりまして一体的な地域経営、そういうものを展開することによりまして都市機能の連携を図ることにより、エリア特性の重点化、強化を目標とする都市ができるということで、居住環境整備の一環としての公共下水道というものを挙げさせていただいてるところでございます。

続きまして、都市像・地域像、こういうものを実現するための主要な施策ということで、ここから主要な施策につきまして整理させていただいてるところでございます。

先ほどの取り組みの中で、新市まちづくり構想策定関連ということで、環境行政分科会報告から以下、資料を添付させていただいておりますが、それをその報告を踏まえまして整理させていただいてるところでございます。

三つの分野に分けて整理させていただいております。

まず最初に、居住環境の整備に関する主要施策といたしまして、水道に関する基本的な方向ということにつきまして、料金につきましては一般家庭が最も安価な久留米市に合わせることを基本とするということ等につきまして整理させていただいております。

2つ目に、生活排水処理に関する基本的な方向ということで、下段の方から八女市及び広川町、並びに上陽町、それから田主丸町、北野町、三潴町、城島町について、今後の進め方について整理させていただいております。

また、それを具体的な図としたものとしまして、次につけておる図を整理させていただいてるところであります。

40ページ、ごみ処理に関する基本的な方向ということで、ごみ処理につきましては、それぞれ広域行政で対応されておりますので、ほとんどが広域行政でございますので、その広域行政を継続するということで整理させていただいております。

4番目に、斎場に関する基本的な方向ということで、三つの主要パターンということで、

後段に今後の主要パターンにつきまして整理させていただいてるところでございます。

5 番目に、し尿処理に関する基本的な方向ということで、従来それぞれの6自治体についてはそれぞれ整備されておりますが、施設がございません城島町・三瀧町につきまして、久留米市への受け入れにつきまして検討するということで整理させていただいてるところでございます。

6 番目に、福祉施策に関する基本的な方向ということでございますが、普遍性、公平性、整合性、権利性、有効性、この五つの基本原則を踏まえながら、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、その他の福祉、健康づくり、それぞれ充実してまいりたいということで整理させていただいてるところであります。

7 番目に、コミュニティ組織のあり方に関する基本方向でございますが、コミュニティ組織の基本的な性格とこれまでの行政のかかわり方を総合的に考えますと、合併時においては暫定的に現在のコミュニティ組織により対応するということで整理させていただいてるところであります。

8 番目に、教育施策に関する基本的な方向ということで、学校施設、それから学校の統合でございますが、学校施設につきましては、それぞれの施設整備計画を尊重しながら均衡ある施設整備を進めてまいりたい。

学校の統合につきましては、現在の学校を存続するということで整理させていただいてるところであります。

2 番目に、産業振興に関する主要施策でございます。

農業、それから商工業、それからみどりの里づくりということで、三つに分けて整理させていただいております。それぞれ地域の特性というものを活かしながら進めていきたいということで、整理させていただいてるところでございます。

3 番目に、45ページでございますが、交流促進に関する主要施策ということで、公共交通網に関する基本的な方向、広域幹線道路網に関する基本的な方向、それから観光・コンベンション振興に関する基本的な方向ということで、三つの視点から整理させていただいております。

公共交通網につきましては、バス、それから鉄道、並びに新幹線、この三つについて整理させていただいてるところであります。

広域幹線道路網につきましても、グローバルな交流機能の確立、それから新市における

地域拠点や一体的な都市活動を支えます各市町間の交通移動の容易性。さらには、地域住民の都市サービスアクセスの視点、その三つの視点を踏まえながら広域幹線道路といたしまして、次の交通軸の形成を目指すということで、４６ページの次につけております基本的な方向を図示しているところであります。

４７ページに、観光・コンベンション振興に関する基本的な方向といたしまして、２市６町の観光資源というものは非常に豊富でございますので、またそれぞれに異なっておりますので、それぞれの観光資源をネットワークすることによりまして、その相乗的な効果を図れるのではないだろうかということで整理させていただいております。

４番目に、土地利用に関する基本方針ということで、今まで申し上げました三つの主要施策を踏まえるためには、やはり土地利用というものを整理する必要性がございます。

暫定的に現在の都市計画を踏襲することとしながらも、将来的には今後の都市づくりとの整合性を図りながら整理していくということで、土地利用を図っていくということで整理させていただいてるところでございます。

続きまして４７ページに、新市の行政サービスの状況ということで、２４分野６２項目について調整を進めてきた結果を整理させていただいております。

資料編、本日別にお配りさせていただいております資料編の資料１、最重要項目調整の方針を踏まえて整理させていただいてるところでございます。

情報公開、情報公開と個人情報保護につきましては、行政の透明性、また個人情報の厳格さ、それをきちっとしていこうということで整理させていただいております。

消防でございますが、常備消防につきましては、新市による単独消防本部とするとともに、既設の消防署所の設置がない北野町につきましては、施設などの整備をさせていただきたいということで整理させていただいております。

非常備消防の消防団につきましては、当面現在の消防体制を継続するということで整理しております。

友好姉妹都市と青少年交流でございますが、当面継続するとともに、青少年交流につきましては、その趣旨・目的に沿って事業展開を図っていくということでしております。

個人市町民税については不均一課税、法人市町民税につきましては、不均一課税を含めて法定協議会で整理する。

また、固定資産税につきましては、法定協議会で住民への過度な負担にならないように

整理する。

都市計画税につきましては、市街化区域の線引き等に伴って賦課されるものでございますから、それに伴って整理をさせていただきます。

また、斎場につきましては、実費負担額については統一する。その具体的な方法につきましては法定協議会で協議するということで整理しております。

ごみの排出・収集でございますが、ごみの分別につきましては現行制度を維持する。

ごみ処理手数料につきましては、法定協議会で協議を進める。

さらに、家庭系収集運搬につきましては、可燃物・生ごみ収集につきましては週２回収集、資源物及び不燃物収集につきましては月２回収集に統一すると。

下水道使用料につきましては、現在ほかの自治体に例がございませんので、久留米市の例に合わせる。

また、受益者負担金についても同様としております。

合併処理浄化槽につきましては、補助対象につきましては５０人槽までを対象とし、一般住宅用１２槽までにつきましては国庫補助基準額と同額とする。

また、集合住宅につきましては、法定協議会の中で調整をさせていただきます。

し尿につきましては、くみ取り料金ですが、法定協議会の中で調整をする。

水道料金につきましては、先ほど申し述べたとおりでございます。

５２ページでございます。障害者生活支援事業、全身性障害者介護サービス事業、ガイドヘルパー派遣事業につきましては、サービス充実の方向で調整をいたします。

タクシー基本料金の助成につきましても、サービス充実の方向で調整させていただくということでございます。

保育園といたしましては、保育時間、保育料でございますが、合併時には現行の保育時間を継続する。また、保育料につきましては、法定協議会の中で総合的に調整するということしております。

学童保育でございますが、１校区１施設を基本に施設を整備し、具体的な運営方式、開所時間等につきましては、法定協議会または合併後に調整するということにしております。

介護保険料でございますが、次々期、平成１８年度から２０年度にかかわる計画に基づきまして策定をするときにあわせて整理をさせていただきます。

高齢者福祉、生きがいデイサービス、生活支援ホームヘルプ、配食サービスについまし

ては、サービス水準が低下しないように、法定協議会の中で総合的に調整させていただく。

国民健康保険料につきましては、住民へ過度の負担とならないように法定協議会において調整させていただく。

健康診査でございますが、一般健康診査、超音波健康診査につきましては、現行どおり実施していくということでしております。

それから以下、4カ月健康診査から大腸がん検診までは、サービス水準の低下にならないように、法定協議会において調整するというところでしております。

道路でございますが、生活道路の整備ですが、道路規格、原則として幅員4.0メートル以上に統一する。

また、用地処理につきましては、法定協議会で検討するというところでしております。

補償、地元負担金につきましては、徴収しない方向で検討するというところで整理しております。

土地改良でございますが、国営耳納山ろく土地改良事業、国営基幹施設部分につきましては、久留米市の制度に合わせるということで、農家負担の軽減を図ってまいりたいということで整理しております。

国営筑後川下流土地改良事業につきましては、現行どおりの負担を継続する。

県営圃場整備事業でございますが、現行の分はそのままでございますが、合併後の新規事業地区につきましては、事業費の10%の償還補助を行うということで整理させていただいております。

公共施設、また関連事業等につきましても一定補助、また調整というものを整理させていただいてるところでございます。

商工業の振興につきましてですが、融資がございます。制度融資、利子補給、保証料補給、損失補償でございますが、それぞれ久留米市の制度が充実しておりますので、この条件に統一するというところで、充実を図ってまいりたいということでございます。

学校給食でございますが、それぞれに違いがございますので、法定協議会におきまして給食の内容等につきまして整理をさせていただきます。

22番目に、図書館・図書室でございますが、利便性の向上に向けまして法定協議会で整理させていただくということにしております。

区から行政情報、自治会活動、校区まちづくり委員会、校区まちづくり活動補助、いわ

ゆる自治組織でございますが、それぞれこれまでの経過がございますので、法定協議会の中で十分に検討させていただくということで、あわせて整理させていただいてるところでございます。

続きまして公民館でございますが、校区公民館事業費補助と校区公民館建築費補助でございますが、これも自治組織と連動する部分がございますので、法定協議会の中であわせて整理させていただくということでございます。

それから小地域公民館・集会所でございますが、補助率・補助基準等において充実しております久留米市の制度をベースに調整をさせていただきたいということで整理させていただいております。

以上、24分野62項目を整理させていただいておりますが、そういうものを踏まえまして、今後そういうものを具体的にするときの都市実現のための行財政運営ということで、二つ大きく挙げております。

一つが、地域住民の主体的な活動を尊重する行政運営。

二つが、効率的な行財政運営ということでございます。

地域住民の主体的な活動を尊重する行政運営といたしまして3点、一つが地域審議会などの地域ニーズを反映させる仕組みづくりということで、新市内における域内分権の視点からも、一定の仕組みづくりが必要であり、地域審議会の設置を含め、地域ニーズを反映するための仕組みづくりを進めていく。

それからネットワーク型の行政運営といたしまして、そのときどき、その地域地域の課題に対応いたしまして、ネットワーク的な解決を図るネットワーク型の行政運営を組織したい。

3番目に、市民活動・NPO活動などの推進ということで、地域づくりにおきましては自主的・主体的な市民活動の積極的な活用、そういうものが必要であるということで、そういうものを推進していくということでしております。

効率的な行財政運営といたしまして、市町村合併特例法に基づく財政支援といたしまして、市町村合併特例法に基づきます財政支援措置を有効に活用するとともに、合併に伴う財政運営の効率化を図るということで、17年から26年度の10年間の財政シミュレーションをここでまとめさせていただいてるところでございます。

58ページに、行財政改革への取り組みということで、高生産性の行政経営体への行財

政改革というものを取り組んでいく。

最後に、電子自治体の構築ということで、電子申請、電子届出などの電子自治体の構築を実現していきたいということでございます。

最後に結論といたしまして、総論及び各論の総括を５９ページにさせていただき、今後、任意協議会のこれまでの議論を踏まえまして法定協議会への移行を図る必要性でございますので、法定協議会の機能、それから今後のスケジュールということで整理させていただいているところでございます。

最後に６０ページ、結語といたしまして、「本新市まちづくり構想が地域住民の方々の理解と共感を得まして具体化され、本地域の明るい未来が築かれますことを強く願うところである」ということで、整理させていただいてるところでございます。

資料編といたしまして、規約、それから各委員の一覧表、それから先ほど報告のときに利用させていただきました協議経過、それから組織図をつけさせていただいてるところでございます。

時間が非常に長くなりましたが、雑駁な説明になりましたことを申しわけなく思います。

以上で、御説明の方を終わりにさせていただきます。

○議長（白石勝洋君） はい、ありがとうございました。

新市まちづくり構想の内容につきまして、総論、それから各論、そして結論と一通り流して説明をさせていただいたところでございます。

先ほどの経過説明の中にもございましたが、この案の策定につきましては、２市６町の職員の皆さんすべてがいろんな形で資料作成等に取り組んでいただきまして、また重複者も含めると実に６００名の方々が専門部会や分科会に参加されまして熱心な御議論をいただき、さらには各市町の当局から任意協議会の委員の皆様方には随時に意見交換をいただくなど、まさしく内容的には私どもが希望しておりました２市６町が対等の関係で、住民の皆さんにとって地域の将来のためにという視点で取りまとめたものでございます。この間の御努力、まことにありがとうございました。

なお、前回の会議で合併の方式、いわゆる新設合併か編入合併かについて議論がございましたが、私はこの方式の議論をする前に、まずしっかりとこの合併後のまちづくり構想を、この示すところの合併の目指す方向とか、いわゆる新市の目指す都市像や、その道筋を明確に共有することが大事だと思っております。そしてこれを共有できた後に、あるい

は共有できた団体と、これを実現する上での合併の方式を議論して方向を出すべきだ、そのように考えておるところでございます。

そのようなことから、大変大事な新市まちづくり構想でございますけれども、各委員におかれましては、それぞれの市町の当局から事前に御説明も受けられておられると伺っておりますので、十分御案内かと思いますが、なおさらにお気づきの点、あるいは御意見、御質問等ございましたら、お伺いをいたしたいと思います。お願いを申し上げます。

この新市まちづくり構想の内容につきまして何かお気づきの点ございましたら、御遠慮なくお願い申し上げたいと思います。

はい、どうぞ。

○委員（古賀正邦君） 田主丸町の古賀でございます。

非常に充実した新市まちづくり構想を提示されて、大変だったんだなということを感じておりますが、冒頭にも、あるいは結語の中にも、真摯に議論が重ねられていったということですが、本当にこの構想で地域住民の理解と共感が得られていくのかという点について若干疑問に思っているわけです。

と申しますのは、総論から各論に入っていきますと、法定協議会に先送りするという部分が非常に多いですね。62の重要項目の中で三十数項にわたって法定協議会で協議していくというようなことが指摘されております。そうするとですね、私たちはもう早速、この構想に沿って地域住民に説明をしていかにやいかんということなんですけれども、じゃ地域住民から質問等が出たときに、それは後で決めます、これも後で決めます、これも後で決めますということでは、地域住民の理解と共感というのは得られないのではないかと、いうことを非常に危惧しているところでございます。その点について本当に幹事会か事務局か検討された段階でですね、この内容で地域住民の納得がいく説明ができるのかということについての議論等もあったんじゃないかというように思いますけれども、その点についてどうお考えなのか、お尋ねしたい。

○議長（白石勝洋君） はい、ありがとうございました。

今御質問の趣旨はお聞きのとおりでございます、24分野62項目にわたる協議調整をした結果、今説明があったわけでありましたが、法定協議会の中で具体的に協議をしようという項目が多いのではないかと。そういう内容で住民に説明したときに、説明が行き届くかどうか心配だという御趣旨だと思います。

これは幹事会の中でも十分議論されて、その上で今日の示した資料にまとまっていると思いますので、事務局、これ幹事会の方での経過がありましたら、御議論がありましたら説明してください。

○事務局（荒木） ただいま田主丸の古賀委員の方から御質問がございました点でございますが、確かに先ほどの報告、幹事会での御報告の中でも申し上げましたように、法定協議会への先送りというお言葉を先ほど使われましたが、そういうふうな方針が出ている部分が多いんじゃないだろうかという御意見も出ております。

ただ、先ほどから申し上げておりましたように、新市まちづくりのビジョンを共有化するに当たりまして、いろいろ多くの方々、多くの職員の方々に御参加いただきまして、何回にもわたりましていろいろ詰めてきたわけですが、とりあえずはこれだけで十分詰まっているのではないだろうかということで、この形でいったらどうだろうかという御意見もいただいたところでございます。そういうことで一応本日の御提案をさせていただいたという状況でございます。

○議長（白石勝洋君） いかがですか。今基本的にはですねいろんな議論がやって、詰められる範囲、最大限詰めたという前提での資料になっておるわけですが、これ以上細部にわたって右だ左だというふうに具体的に決めるのは、今の段階では非常に困難ではないかという、そういった取りまとめだと思いますが、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

○委員（三浦俊明君） 田主丸町の三浦俊明でございます。

今のような議論があったことは、我々田主丸も検討委員会を開きまして聞いております。我々は本当に困っておりますのはですね、やっぱり田主丸まだこうぐらついているわけですね。そのときに古賀委員が言ったような心配があるわけでございますが、そもそも私が思うに、この法定協議会でやるか任意でやるかというのは、これは議論をする場、決定をする場の選択でございましてですね、例えば裁判所で言えば、これは家庭裁判所でやるか、その地方裁判所でやるかという問題であって、やっぱり任意協の方針としてはどうかというのを我々は問うてるわけですね。したがって、法定協議会に持っていくということは、これはとりもなおさず任協ではその結論が出なかったということだと思うんですね。したがって、書き方自身も、そういう書き方をするのがまず基本だと私は思うわけでございます。

そうはいつでも、皆様方の主張では、かなり態度が決まってて、そんなごたごた言ってももう大丈夫と、言葉にこだわらないという御意見があろうかと思いますが、解決策として、田主丸本当に困っておりますので、これは古賀委員とまだ調整してないんですけども、こんな案ができないだろうかということでちょっと御提案をして、それがどうだろうかという御判断をいただければと思ってます。

一つは、この法定協議会という言葉のところを全部洗ってみますと、例えば学校給食のような問題、これは全体を法定協議会に先送りしてるわけです。そのほかのほとんどのところは方針は出ているが、詳細はだとか、枝葉の問題だとはとか、派生的な問題、あるいは方針の対象に入っていない小さな問題、これを法定協議会で書いてる分がたくさんあります。

したがって、その最初の全体を法定協議会に持っていくということについては、これは要するに任意協議会で決め得なかった理由を書く。なぜ決めなかったかと。そうすると、住民も納得する要素がふえていくかと思えますし、それから２点目の「詳細は法定協」というのは、これはサービスの精神で書かれておることはわかるんですけども、ある意味では蛇足なんです。もともとそういう問題は法定協で決める性格のものだと思います。したがって、そういうやつは田主丸で議会だとか住民に出す場合に限っては切っちゃうと、削除すると、方針だけをきちんと書いていくと、そうすれば誤解を招かないし、あるいは先送り先送りといって、これは合併反対派は必ずそういうのを持ってきますので、何をしておったのか、おまえたちはと、こうなるわけですが、そういう方式をとればですね、かなり私は解決するんじゃないかならうかと思えます。そういうことを事務局とも御相談しながらフットワークをですね、田主丸のフットワークを御許可願えないかということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（白石勝洋君） 今お聞きのような御意見出ましたが、事務局何かございますか。

はい、どうぞ。

○事務局（村上） 今ちょっと途中でお話がありましたように、この最重要項目につきましては、できるだけ詳細について方向性を出してみたいというふうに考えまして、基本方針のみならず、その具体的な方策についてもできるだけ任意協議会の中で詰めていきたい。詰め切らない分につきましては、任意協議会の性格から詰め切らない分については、どういう段階で詰めていった方が望ましいのかということも考えまして、その結果としまして

今お話ありましたように、法定協議会での検討、あるいは合併後の検討と、そういった項目が中に出てきてる状況でございます。

今委員の方から御指摘がありました、御提案がありました内容につきまして、そういうふうな整理ができるものかどうか、ちょっとまだ私どもも初めて今伺ったばかりでございますので、できるかどうか、ちょっと検討してみないと何とも御返事できないというのが状況でございますが、こういうふうな整理をした意図というのは、そういうふうな意図ということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（白石勝洋君） いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。御意見は十分趣旨は伝わっておるところだと思えます。

特に明確にですね、今御提案ございましたが、特に任協で決められない、決められる範囲はもちろん任協で精いっぱい決めていくわけでございますが、決められない点については、どういう事情だということだけを明確にしておくというのが1点と、それからすばっと、法定協で云々ということじゃなくて方針を書いていくということの御提案でございましたので、また新たな御提案として事務局でもまた検討させてみたいと思います。

ほかに御質問、御意見等ございませんか。

はい、どうぞ。

○委員（三浦俊明君） 私ばかり発言して申しわけありませんけども、2点ちょっと発言させていただきたいんですけども、一つは合併まちづくり構想の内容の評価の件でございますけども、本当に短時間でよくここまで充実した内容をつくられたということで、まず敬意を表したいと思います。

内容的に見ましても、各エリアの特徴とか、あるいは特性、そういうものをやっぱり十分に生かした新しいまちづくりをやっていこうじゃないかというような点も非常に明確にわかりますし、最初のこの協議会で私は足し算方式じゃなくて相乗効果をねらう掛け算方式ということをおっしゃっていただいた経緯があるわけでございますけども、そういう観点から見ましても、現在各市町が持っている施設を総合的に利用していこうじゃないか、あるいは補完していこうじゃないかと、こういう内容も十分入っております。したがって私は、全体としては非常によくできているというのは言葉がまずいかもわかりませんが、評価していい内容じゃなからうかと思います。

ただ一つだけ難点といいますか、心配なのはですね、財政問題、これは事務局に行った

ときちょっとささやかれていたのを小耳に挟んで、いろいろ調べたわけでございますけども、合併した場合と、そのしなかった場合の財政の差、これが私は原案よりかもっと厳しいんじゃないかと。といいますのは、要するに地方交付税の普通交付税ですか、これが昨年の１２月の経済財政諮問会議で１０％削減すると。この資料では確か二千何百億から１０％下げておられるわけですね。それで本当に済むだろうか。といいますのは特例債、これ７割は国が負担してくれるわけですが、そういう財源、あるいは県とかも補助してくれるといいますか、これが久留米この合併では７３０億円か４０億円あるわけですが、これが全国に集約されると相当な金額になりやせんかと。そういう金額はまた新しく国が国債を発行するということはとても考えられないし、半分ぐらいやっぱり地方で持てと、こういうふうになってきますと、この財政の試算は極めて明るい見通しでつくられてますけども、合併しなかった場合はかなり厳しくなるんじゃないかと思います。そこら辺をどういうふうにお考えになっているのか、最後のとこだけちょっとお答え願えれば助かります。

それからもう一つ、先ほど会長さんから合併の方式の問題でございますけども、私実は前回ちょっと欠席せざるを得ない事情がありまして、実はきょう質問させていただこうかどうかと思って、しかも前回欠席してるし、後ろめたい気持ちもあると思って出席したわけでございますけども、たまたま会長の方から御発言があったので非常に心強く思ったわけでございますが、私実はこういう提案をさせていただこうと思って来たわけでございます。少なくとも今日までの合併協議会で検討してきた経緯を見ますと、一つはやっぱりこのメンバー自身が、大きい市でも小さな町でも５名ずつ成り立っていると。人口比例の定員でもない。これは志向するところは、対等で話していこうじゃないかと、そういうスタンスがまずあったと思いますし、しかも最初の会で会長の方から、地域の特性を生かして新しい観点から新しいまちづくりをやっていこうじゃないかと、これはとりもなおさず編入合併とかいうことじゃないと思うわけですね。

実は市長が、市長として久留米市内を９月にずっと回られたわけでございますけども、その話を漏れ聞いても、例えば久留米市の中に地域の住民が市に買い物に来てくれるじゃないかと、学校に通ってくれてるじゃないかと、あるいは工場に勤めてくれてるじゃないかと、そういう町が一体になればいろんな意味でプラスになってくると、こういうまさにこの２市６町ですか、これが一つになれば大きなメリットがあるという言い方でされてき

たわけですね。そういうことを考えると、編入合併というイメージは受けなかったわけですね。ましてこの構想を読みますと、題名からしても編入合併、要するに「新市まちづくり」

と出てるわけですね、ですから私は、合併の実質的な姿はやっぱり対等合併といいますか、新設合併といいますか、そういう意識でもってきたし、恐らく皆さん方もそういう意識でお見えになってるんじゃないかと思います。だからこれは法定協議会で、またいろいろ変更もなってくるので、先ほど会長の方から最後の姿を見てやろうじゃないかと、こういう御提言について全く賛成でございます。

そのとき一つ私は対等合併でもいいんですが、移行措置問題、最後に平成16年の末にスタートをしようとしたときに、やっぱり2市6町って非常に広くて、かつ歴史も慣行も制度も違うわけでございます。そういうときに一気にですね、例えば市長の任期とか議員さんの任期とかあると思うんですけども、全部を改革して用意ドンで走るのではなくて、滑らかに円滑に移行できる方法を考えるのも一つの手じゃなかろうか。

例えば、私民間企業にいたわけでございますけども、民間企業で合併するときは、対等合併のときは資本比率を1対1で分け合うんですけども、一つ会社をつぶさなきゃいけないんですね。そのときは二つのうちの一つはつぶしますが、一つは存続会社として登記するわけでございます。つまり、つぶしてしまって新しくつくるんじゃなくて、一つ会社を残しておけば財産の移転なんかやりやすいですから、そういうやっぱり移行措置があるわけですね。したがって、この合併についてもその移行措置をいかにうまくやるかという観点からはですね、例えばその実質は新設合併だけでも、移行措置的にはそういう編入合併といいますか、そういう仕組みもあっていいと。そのやり方は編入合併と新設合併が対等の関係にありますとこれはまずいで、新設といわずに対等と編入合併ということで言えば、全然法律的には問題はないはずでございますので、そういう仕組みも事務局なりそういうところを御検討をお願いしたい。

特にこの問題は政治的な絡みもあるかと思いますので、やはり現在副会長である方はみんな各自治体の首長でございます。そういう首長とやっぱり会長の白石会長が一緒になって議論をしてですね、どちらがいいかといろんなことをお考えになって決められたらいいかがかと、こういうことを御提言しようと思って今日来たわけでございますけども、そういう場を与えていただきましてありがとうございました。意見でございます。よろしくお

願いいたします。

○議長（白石勝洋君）　ありがとうございました。

まず、こういった新市まちづくり構想の全体の取りまとめについて評価をいただきまして、大変ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、延べ600名に及ぶ職員たちが本当に夜を日に継いでやってきた結果が今日まとまっておるわけでありますが、そうした中で今2点ほどお話ございました。

まず第1点の財政問題、これにつきましてこの財政のシミュレーションが数字的に出ているけれども、特に地方交付税制度をめぐってはまだまだに厳しい要素があるんじゃないかという、そういった御懸念からのお話をいただきました。

実は私も財政問題は事務当局ともいろんな意見交換をさせていただいておりますが、とりわけ地方交付税をめぐるのは極めて大きなまだ不安定要素と申しますか、厳しい要素を抱えておるというように私も認識いたしてます。

特に2002年、ことし2002年ですが、2006年には現在の交付税の配分総額20兆4,000億を18兆3,000億円に減じるという方向が出まして、2兆1,000億、交付税の総額が減じてくるということが出てまいっておりますが、同時に、今日的に交付税の総額が全体の配分総額に不足するものですから、交付税特別会計が借りておったその借金の残高がかなり大きい、48兆ぐらいになってるというふうには伺ってますが、これが毎年足らないために借り入れて、その総額を確保して地方公共団体に配っておったんですが、その借り入れておった分はもう借り入れることができないし、借り入れないと、交付税会計では。ですからその不足分は、地方自治体で地方債として地方の赤字地方債で起こせという方向に変わりました。したがって、私どももこの平成14年の当初予算の一般会計見ておりますと、毎年、その地方債の歳入予算額の伸びが10%台でとどまっておりましたものが、その分だけが赤字地方債を地方で起こせということになってきましたので、その分が20数%伸びるという大きな伸びを示しております。しかし、その伸びた分は後年度の交付税で面倒を見るということが出てきておりますけれども、そうなると限られたパイの中でそれが配分されていくということは、これから後将来の基準財政需要額の算定における各行政費目ごとの単位費用の単価が小さくさせられてくるんじゃないか。そうしませんと、つじつま合いませんから。ということになりますと御指摘のように、地方

交付税制度の将来を展望したときに、今日その設定されてる条件よりもさらに厳しくなるんじゃないか、そういう思いがしてなりません。

ですから私どもよく、この合併を議論するときに、私も市民説明会でも申し上げてまいりましたが、合併をしたらメリットは何か、デメリットは何かという議論がよくあります。しかし、合併をしなかったらどうなるかという議論をまずすべきだということをやる市民にも説明してまいりました。そして合併によるデメリットと言われておりますそのいわゆる合併の懸念材料は、これはこの構成団体、仲間うちで克服できるじゃないか。しかし、合併のメリットは合併しなければ一つも生まれない、そういったお話も含めながら市民説明会も今日までやってまいったとこでございまして、そういうことも含めまして財政でこの事務当局としまして、この交付税論議はかなり詰めた議論をやってきておると思いますので、事務局が何か補完すべきことがありましたらお願いしたいと思います。

よろしいですか。はい、お願いします。

○財政主管専門会議会長（中園） 財政長期推計という形で財政主管会議という中で取りまとめさせていただきました。確かに御指摘のように、交付税制度大きく、今会長言われましたように段階補正、人口の少ない市町村ほど割高になりますというのを補正します段階補正、それから事業費補正といいまして、いわゆる地方債の元利償還金を基準財政に反映させるというものです。これの見直し。さらには留保財源の見直しというのが大きく三点、大きく制度改正が行われるということでございまして、この地方交付税の推計に当たっては、一応13年・14年の決算見込みをベースに、現在内閣府の方が一定試算を出しておりますので、そういう試算、伸び率ですね、そういうのをベースに17年までを一定推計しまして、17・18まで推計しまして、その後いって19年で同額で推移するということで推計してます。

なお、このほか地方税等があるわけで、主な収入として税があるわけでございますが、税につきましても御存じのとおり、市町村民税につきましては人勤がマイナスとなっております。さらには、固定資産税につきましても、15年度評価がえということで、大半の市町ではマイナスになるというふうになっておりまして、こういった14年度の決算見込みをベースに、一定経済成長率、現在ほとんど成長は見込めないわけですが、今後10カ年を大体内閣府、さらには財務省等が出しております伸び率が0.5から1%程度でありますので、そういうのを踏まえまして、一定今後1%ぐらい伸びるんじゃないかということで

歳入歳出を出した結果が、この表でございます。以上でございます。

○議長（白石勝洋君） それではよろしいでしょうか。

なお、先ほど御意見がいただきました、法定協議会で検討するとか、あるいはその表現をどうするかという御意見ちょっと御提案がございましたが、時間の関係もでございますものですから、非常に切迫しておりますので、できますならば正副会長に御一任していただいて、私どもでちょっと整理についてその検討をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

そのほかの件でいかがでございますでしょうか。何かございましょうか。

それでは以上をもちまして、次に移らせていただきたいと思います。

この2市6町での任意協議会におきます新市まちづくり構想につきましては、このように決定をさせて、御説明があったとおりに集約させていただきたいと思います。

次に、ただいま御決定いただきました、この新市まちづくり構想を広報します新市まちづくり構想パンフレット等の案についてを議題とさせていただきたいと思います。

事務局から説明をしてください。

○事務局（田中） それではパンフレット・リーフレットについて御説明いたします。

皆様のお手元に24ページのパンフレットと8ページの観音開きのリーフレットを配付させていただいております。

ただ、パンフレットにつきましては製本が間に合っておりませんので、それぞれのページをのべてコピーをさせていただいたものをつけさせていただいております。また、カラーコピー等の時間の関係もございまして、委員の皆様にはカラーを差し上げておりますけれども、傍聴の方、あるいは関係者の皆様には白黒のコピーになってますことを御了承いただきたいと思います。

それでは最初に、パンフレット・リーフレットの作成の注意点といたしまして、まず何よりもわかりやすい表現、それから表・イラストの挿入など、見やすいレイアウトに取り組んだところでございます。

最初にパンフレットでございますが、構成につきましては、新市まちづくり構想と同じように、総論、各論、それから結論というような形で構成しております。

まず表紙でございますけれども、表紙はこの地域をあらわす若葉というような形で葉っぱ

を載せております。そして、それぞれの市町が載った地図を背面の方に出させていただきます。

まず、1ページ・2ページから5ページまでが、新市まちづくり構想の総論でございます。今なぜ合併が必要か、あるいは構成自治体の現況などとともに、新市まちづくり構想における基本理念を要約して掲載しております。

まず、1ページ・2ページでございますけども、ここは「今、なぜ合併が必要か」ということで、「生活圏の広域化への対応」、それから「皆さんの期待に応える体制づくり」、「合併しなかったらどうなるの」、それから「今、新たな時代＝中核市へ」というような形で整理を、4点について整理をいたしております。

次のページでございますが、3ページ・4ページでございます。これはイラストを入れておりまして、私鉄、JR、それから国道、各自治体を結ぶ主要県道など、2市6町の結びつきをイラストで表現させていただきました。

また、各自治体のいわゆる売りといいますか、そういう写真を産業、文化施設、自然など、そういうものをあらわします各市町から提出いただいた写真を2枚ずつ掲載させていただきました。

さらに4ページの下の方に、構成自治体の概況ということで、面積、人口、世帯数、そういうものを表として出しております。

次の5ページが、新市まちづくり構想の基本理念でございます。

「地域の特性を活かした都市づくり」、それから「中核市として地域をリードする都市づくり」、「住民主体のネットワーク型都市づくり」、「総合性と戦略性を基調とした都市づくり」ということで、要点を四つに分けて要点を記述しております。

次の6ページからが各論に入ります。

6ページは、新市が目指す都市像ということで、構想にございましたように、緑に出会い、緑を感じ、緑を育て活かす都市。2番目が、歴史と伝統に出会い、歴史と伝統を感じ、歴史と伝統を育て活かす都市。3番目に、人の笑顔に出会い、人のやさしさを感じ、人の知恵を育て活かす都市ということで、この部分を要約をさせていただいております。

なお左側に、PH未と書いてありますが、まだ写真が間に合っておりませんでした。この写真につきましては、まず1番目のところには子供が緑に親しんでいるようなそういう写真を、また2番目には祭りの写真を、それから3番目には、あふれる笑顔の子供、そ

の写真を載せたいと思っております。

次のページでございます。

7 ページから 10 ページまでは、新市まちづくり実現のための主要施策ということで、先ほども御議論がありましたが、その主要施策として居住環境の整備、それから産業振興、それから交流促進、この三つの面から構想より要旨をまとめさせていただいております。

なお、7 ページの下の方と、それから 10 ページのこれも同じく下の方でございますが、ここにつきまして生活排水と広域幹線道路につきまして基本方向をイメージで紹介させていただいております。

次に 11 ページ・12 ページでございますが、ここにつきましては「新市エリアのコンセプト」ということで、それぞれのエリアが目指す方向、そういったふうなものを御紹介しております。

そして下の方に、「連携する都市づくり」ということで、いわば相乗効果の一例としまして、説明には観光資源の有機的連携について3点ほど、また緑化産業の集積について2点、また居住環境の整備促進ということで1点、その例を紹介させていただいております。

13 ページから 16 ページにつきましては、各専門部会で協議・検討されました行政サービス24分野62項目の調整方針を、まず「家庭において」、それから「子ども」、それから「高齢者・障害者」、それから「産業振興」の四つの面でまとめさせていただきました。

なお、この13 ページから 16 ページまでと、それから先ほど主要施策のところでございますが、7 ページから 10 ページまでにつきましては、住民の皆様が非常に注目している項目ばかりでございますので、表現につきましては非常に苦慮し、推敲に推敲を重ね、できるだけ平易でわかりやすく表現しようとした結果、このような文面になったものでございます。

17 ページ及び 18 ページでございますが、これにつきましては広域合併で目指す中核市についてメリット等を記述するとともに、新市の行財政の運営と、合併した場合、今後 10 年間受けられる財政支援について掲載させていただきました。特に普通交付税の算定の特例につきましては、中核市の場合は特定期間が過ぎても特例期間と同等以上の額を確保できる見込みということで、広域合併による中核市についての大切な部分を示しております。

それから真ん中の方の図は、現在ございます30の全国の中核市を地図にプロットをいたしております。

それから19ページ、それから21ページまででございますけども、ここにつきましては総論・各論で、そのバックデータとなります人口、世帯数、あるいは高齢者の推移、それから通勤・通学の状況、産業別人口、主な一部事務組合などを掲載いたしております。

最後に、22ページにつきましては結論といたしまして、新市発足までの今後の流れを紹介いたしております。

続きまして、リーフレットの方の御紹介させていただきます。

リーフレットは、先ほど御説明申し上げました観音開きの8ページでございます。

内容につきましては、先ほどのパンフレットの最も大切な部分、項目、すなわち住民の皆様が最も知りたがっていらっしゃるだろう、そういう項目を抜粋したものになっております。表紙はパンフレットと同じものになります。

まず開いていただきますと、左側に合併の必要性、それから財政支援、右ページに新市まちづくりの四つの基本理念、それから下の方に中核市のメリットを掲載しております。

さらに、その見開きの方を今度あけていただきますと、左側の方のページでございますが、新市が目指す都市像、それから構成自治体の概況、それから左側中ほどから新市まちづくり実現のための主要施策ということで、産業振興、交流促進、居住環境、これについてそれぞれ整理をし、記述をさせていただいております。

それから見開きの右のページでございますが、新市の行政サービスということで、「家庭においては」、中ほどに「子どもたちには」、それから右の方に「お年寄り・体の不自由な方には」、それから右下の方に「産業振興においては」というような形で、行政サービス、先ほどの24分野62項目の部分を要約して掲載させていただいております。

内容につきましては、限りある紙面ということで、住民の皆さんが不安に思っている新市の行政サービスにつきまして、簡潔でわかりやすく文章表現をさせていただいたつもりでございます。

それから最後に、裏表紙でございますが、新市の行財政運営、それから今後の流れ、最後に「住民の皆さんへ」ということで、これはリーフレットのみを書いたわけでございますけども、このリーフレットが全戸に配布予定されるということを想定いたしまして、任意協議会の方からメッセージを添付させていただいております。

先ほど申し上げましたように、推敲に推敲を重ねて作成したものでございますけども、ページ数の関係からやはり簡潔に整理いたしました。それだけに真意がうまく伝わらない心配も

ございますが、どうぞよろしく御協議いただきますようお願いいたします。

なお、本日御承認いただきましたら、印刷に約１０日間ぐらい必要ということでございますので、各市町へ早ければ２１日ぐらいにはお届けできるのではないかと考えております。

それから今、各市町でのそれぞれの活用方法とか必要部数をお聞きしておりまして、予算を勘案しまして最終的に配布部数につきましては決定をしたいと思っております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（白石勝洋君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局からこのリーフレット・パンフレットについての御説明ございました。こういう内容でよろしければ印刷に回したい、そしてまた各市町の皆様方にお配りしたいということでございますが、このパンフレット等につきまして何か御意見ございましたらお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○委員（古賀正邦君） 田主丸の古賀でございます。

リーフレット・パンフレットの中で、生活排水処理という中に、田主丸町は久留米市の公共下水道に接続をしていくことを検討していきますということでございますが、久留米市に接続すると計画が早まるのか、おくれるのか、それが全く私たちにはわからない。

田主丸町でもちょっと検討したんですけども、田主丸町の下水道の計画では、特環事業で平成１６年からそれを起こしていくということで計画をされております。隣が大橋町になりますけれども、そこあたりができないと接続はできないだろうと思うわけです。そうすると、田主丸町の下水道事業は遅くなるのか早くなるのか、高くなるのか安くなるのか、そこらあたりを聞かせてほしいと思います。

○議長（白石勝洋君） はい。

事務局で検討済みだと思いますが、説明してください。

○都市産業部会会長（稲益） 久留米市の生活環境部会長してます稲益と申します。 田

主丸の方の特環事業との年次調整でございますが、実は久留米市の東の方の幹線下水道が既に210号線の高速道の近くまで進んでおります。それをさらに善導寺方面まで結ぶ計画でございます。そうしますと当然、田主丸の方に到達していくわけでございますが、今後この合併が計画どおりなされますと、当然投資できる費用も相当出てくるかと思えます。そうした場合に、かなり早い時期に田主丸までの幹線の下水道ができて、そしてつなぐとすることができるかと思えます。この分については、このリーフレット・パンフレットに書いておりますように、いわゆる年次調整が当然必要になってまいりますので、検討していくという表現で整理させていただいておりますが、この毎年毎年の年次スケジュールについては、田主丸町さん、それから市の方の計画をもう少し詳細に詰めるとすれば、当然年次的には早くなるということも考えられると思えます。

○議長（白石勝洋君） 今、特環事業で田主丸町さん計画されてるんですね。そういったタイムスケジュールと比較して、どのように言えるかというところあたりですよ。その辺ちょっと、もうちょっと補足してくれませんか。

○都市産業部会会長（稲益） 先ほどの特環事業の事業スケジュールをもう少し私どもの方も情報を把握したいと思いますが、いわゆる用地買収をされて、そして整備をして、その完成する年次が恐らく数年かかると思えます。そうしますと、市の方でさっき言いますように、東の方に幹線の下水道計画持っておりますので、当然その今特環で計画されてます供用開始年次よりも早くなるということが当然予想されるというふうに、私どもとしては考えておるところでございます。

○議長（白石勝洋君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

ないようでしたら、このパンフレット・リーフレットにつきましては、こういう内容で印刷アップして、できるだけ早く住民の皆さん方にお示しできる、そういう段取りをつけたいということでございますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、大変ありがとうございました。

それではこのパンフレット・リーフレットにつきましては、原案のとおり承認することにさせていただきます。

次に、今後のスケジュールについてでございますが、事務局から説明をいたさせます。

○事務局（村上） お手元の資料の１枚紙に、「久留米広域合併任意協議会スケジュール」という資料があるかと思いますが、それをごらんいただきたいと思います。

先ほど決定いただきました新まちづくり構想の中にも明記されておりますけれども、本年１２月議会におきまして法定協議会の設置ということになってまいりますと、今後パンフレット・リーフレット等によります広報活動、あるいは懇談会、アンケート等の実施、そういうことも想定されるわけでございます。

また、各市町内部での合併の可否、並びに法定合併協議会移行に関する意見交換などの実施も想定をされるわけでございます。

さらには、議会提案等の諸手続にも時間を要する、そういうことが出てまいるわけでございます。これらを考えますと、次の久留米広域合併任意協議会の開催につきましては、１１月下旬ごろ、こういう時期に、ここにありますように、法定合併協議会への移行に関する協議が必要になってくるのではないかとこのように考えてところでございます。

また、その間に必要が生じましたら、この表の黒塗りの部分がありますように、法定協議会への移行に関する意見交換を行うなどのための任意協議会の開催もあり得るのではないかと考えてところでございます。

以上が、今後想定されますスケジュールでございます。以上でございます。

○議長（白石勝洋君） 説明終わりましたが、１２月の議会に法定協議会設置議案を提案するということでのこの今後のスケジュールの御説明でございます。

御意見、御質問がございましたらお聞きしたいと思います。

いかがでございましょうか。

スケジュールにつきましては、ただいま事務局から御説明申し上げたとおりにさせていただければと思っておりますが、いかがでございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、ありがとうございました。

ありがとうございます。

それでは１２月議会への議案提出に向けまして、１１月下旬ごろに任意協議会を予定することにさせていただきたいと存じます。

各市町におかれましては、今後、住民への説明会やアンケートの実施などをなされると

ころもございまして、大変お忙しくなることと存じますが、５０年後・１００年後の将来を左右する大変に重要な時期でございますので、これまでも何度か申し上げてまいったところでございますが、今後の地方自治、あるいは地方行政を考えてみますと、この私たちの市町村合併につきましては、２市６町だけにとどまらず、県南地域の浮揚発展にとりまして大変大きなメリットをもたらすものであると確信をいたしておるところでございます。

本日の協議会の中でも各委員の皆様方には大変御熱心に御協議をいただいたところでございますが、これをそれぞれの市町にお持ち帰りいただきまして、合併実現に向けての御尽力をよろしくお願い申し上げたいと存じます。

それではこれで本日予定しておりました議題はすべて終了いたしました。委員の皆様からほかに何かございませんでしょうか。（「会長」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。

○副会長（牛嶋 剛君） 上陽町長の牛嶋でございますが、報告ということになるかもしれませんが、今まで合併について悲観的であった私たちの町村長の会長でございます、福岡県の会長である、全国の会長であります添田町の山本会長が、一昨日の全国の山村振興連盟の福岡支部の総会において講演をされております。その中で、今までの考え方ががらっと変わって、びっくりするほどの発言をされておりますので、その点、特に首長なり、また委員の皆様方が今後合併ということについての一つの考え方にこう変化が出てくるようなこともあるかと思しますので、ちょっと発言させていただきます。要旨だけでございますけれども、地方行政の制度改革の内容の中で、俗に言う三位一体論がありますが、その中で交付税の見直し、税源の移譲、補助金の減額というこの中で、交付税の見直しについては、２０万人以上はふえるが１０万人未満は減っていくというようなこと。それから税源の移譲につきましても、人口が多くて所得税を納める人が多いところでなければ配分がされないと、少ないということです。それから補助金の減額につきましても、税源を移譲した分だけ補助金・交付金を減額しなければならないと。税源を移譲してふえるのは大きな都市であると。何にしろ２０万以上でないと配分は少なくなっていくというようなことを講演の中で発言されております。

それですべてをこういうことを考慮いたしますとですね、これからの長が一番考えなければならないことは、主体性、アイデンティティを持って決断すべきであると。どうせ合併をするならば、できるだけ早く、大きく、一遍にやったがよいというような講演の中の

発言だそうでございます。乗りおくれれば強制合併による合併になりはしないかと。

それで私ももう長年この山本会長とはいろいろお話しする中で、まだ昨年までぐらいはこの合併については、総務省あたりについては、どっちかという当たり散らかしておられたわけでございます。ところが今の国、特に総務省が考えていることは、もう国に財源がないということで、とにかく大きく合併して、大事なことは中核都市以上に合併をすべきだということを強く発言の講演の中で言われておったということでございますので、もうこれはびっくりするほど全国の会長が、もう合併せにやしようがなかばいというように変わったということだけ皆さん方がお含みいただいて、私も考えますと、もうその4万5万の合併では今後また合併をやり直さなきゃん時期が必ず10年20年後にくると。それで我々が一番考えていかなければならないのは、これからの子供・孫たちが30年・50年・100年後にどういう町をつくっていくかということではなかろうか、というようなことをおっしゃっておったということでございますので、その点を十分踏まえていただいて、特に我々が大事でございますけれども、今後の合併に頑張っていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(白石勝洋君) いやあ、きょうの任意協議会一番最高の締めをしていただいたような気がしておりまして、大変貴重なお話ありがとうございました。本当にありがとうございます。

最後の締めにちょっとさせていただきます。

事務局の方から報告がありましたら。

いいですか。

ないようでございますが、最後に本日の会議録署名人のご指名をさせていただきたいと思いをします。

上陽町の小川委員さん並びに広川町の鶴元委員さんをご指名申し上げたいと思います。後日、会議録が調製できました後に事務局から持参いたさせますので、どうぞご確認の上、ご署名をお願い申し上げたいと思います。

以上をもちまして、本日の予定しました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆様方、大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。(拍手)

(午後3時10分 閉会)

久留米広域合併任意協議会会議の運営に関する規程第8条第2項の規定により署名する。

議長 白石 勝 洋

委員 小 川 健 之

委員 鶴 元 繁 美